

埼玉県青少年健全育成推進秩父地域会議設置要綱

(設 置)

第1条 埼玉県子ども・若者計画（以下「計画」という。）に基づく地域活動について、広域的かつ総合的に協議するため、埼玉県青少年健全育成推進秩父地域会議（以下「地域会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 地域会議は、次の事項を協議する。

- (1) 計画に基づく地域活動の促進に関すること
- (2) その他青少年の健全育成の推進に関すること

(構 成)

第3条 地域会議は、青少年の健全育成に関係する別表に掲げる構成員をもって組織する。

- 2 地域会議に会長を置く。
- 3 会長は、埼玉県秩父地域振興センター（以下「センター」という。）所長とする。
- 4 会長は、地域会議を代表し、会務を統括する。
- 5 会長は、必要があるときは構成員以外の者に対し、会議に出席を求めることができる。

(運 営)

第4条 地域会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長に事故があるときは、埼玉県秩父地域振興センター副所長がその職務を代理する。

(書面による審議)

第5条 議長は、必要があると認めたときは、書面をもって構成員に意見を求めて、会議の議決に代えることができる。

(事務局)

第6条 地域会議の事務局は、埼玉県秩父地域振興センターとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、地域会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 埼玉県青少年非行防止活動等秩父地域会議設置要領は廃止する。
- 3 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、令和6年6月4日から施行する。
- 6 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別 表

所 属 役 職 名	所 属 役 職 名	所 属 役 職 名
秩父地域振興センター所長 秩父警察署長 小鹿野警察署長 秩父消防本部消防長 秩父保健所長 熊谷児童相談所長 北部教育事務所秩父支所長 秩父高等学校長 秩父農工科学高等学校長	小鹿野高等学校長 皆野高等学校長 秩父市生涯学習課長 横瀬町教育委員会教育次長 皆野町教育委員会教育次長 長瀬町教育委員会教育次長 小鹿野町教育委員会生涯学習課長 青少年育成埼玉県民会議理事 秩父地区PTA連合会長	秩父地区保護司会長 秩父地区更生保護女性会長 秩父市青少年育成推進員協議会長 横瀬町青少年育成推進団体代表推進員 皆野町代表青少年育成推進員 長瀬町代表青少年育成推進員 小鹿野町青少年育成推進員協議会長 (25名)